

各競技強化選手等の施設使用料の免除について

1. 目的

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会各競技の強化選手等(強化選手候補を含む、以下「強化選手等」という)に指定された区民に個人で練習する場を提供し、区民が当該選手のトップレベルの迫力あるプレーや高度な技術を体感することで、競技力の向上等区民のスポーツ振興を図るとともに同大会の機運を醸成する。

2. 内容

当該強化選手等が区立体育館および公園運動施設を個人利用する場合に使用料を免除する。

3. 対象者

次に該当する区民(在住・在勤・在学)とする。

- (1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会各競技の全国組織における同大会に向けた強化選手等
- (2) 上記(1)の競技で全国組織が存在しない場合は(1)に相当する選手
- (3) 東京アスリート認定選手

4. 対象施設

区立体育館および公園運動施設で個人利用可能な施設

5. 免除期間

当該選手が強化選手等に指定されている期間

6. 根拠

品川区立公園条例施行規則第 12 条第 1 項第 8 号

体育館については、指定管理事業の個人利用時間を対象とする。